

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		補装具費自己負担額の助成
根拠法令等及び条項		栃木市障がい者等自立支援給付自己負担金助成要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市障がい者等自立支援給付自己負担金助成要綱第2条及び第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成</p> <p>市長は、障がい者又は障がい児の保護者が負担する費用のうち、次に掲げる自己負担額を助成するものとする。</p> <p>(1) 障害者総合支援法第76条第2項に規定する補装具費の自己負担額（政令第43条の3に規定する負担上限月額を限度とする。）</p> <p>2 申請及び決定</p> <p>助成の申請は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 第2条第3号に規定する自己負担額の助成を受けようとする者は、規則第31条第1項に規定する補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書を、省令第65条の7に基づく申請の際に併せて市長に提出するものとする。</p> <p>(2) 市長は、申請に基づき助成の可否を決定するときは、規則第25条及び規則第32条の規定に基づき申請者に通知するものとする。</p>	